

実施義務者	対 象 者	実施時期
学校長 (注1)	業務に従事する者(注4)	毎年度
	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校の学生、生徒(就業制限が1年未満のものを除く)	入学した年度
医療機関の長(注2)	業務に従事する者(注4)	毎年度
介護老人保健施設		
社会福祉施設 (注3)	業務に従事する者(注4)	毎年度
	65歳以上の入所者	65歳に達する日の属する年度以降、毎年度
刑事施設長	20歳以上の被収容者	20歳に達する日の属する年度以降、毎年度

(注1) 学校教育法に定める学校のほか、専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く

(注2) 病院、診療所、助産所

(注3) 社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から6号までに規定する施設

第1号：生活保護法に規定する施設

第3号：老人福祉法に基づく養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム

第4号：障害者総合支援法に基づく障害者支援施設

第6号：売春防止法に基づく婦人保護施設

(注4) 使用者(管理者)及び従事者(業務に従事するすべての者)が対象。また非正規雇用労働者(非常勤職員、派遣職員、パート、アルバイト)も対象です。